

# NCCU NEWS

## 東北総支部のみなさんへ

東北 第12号

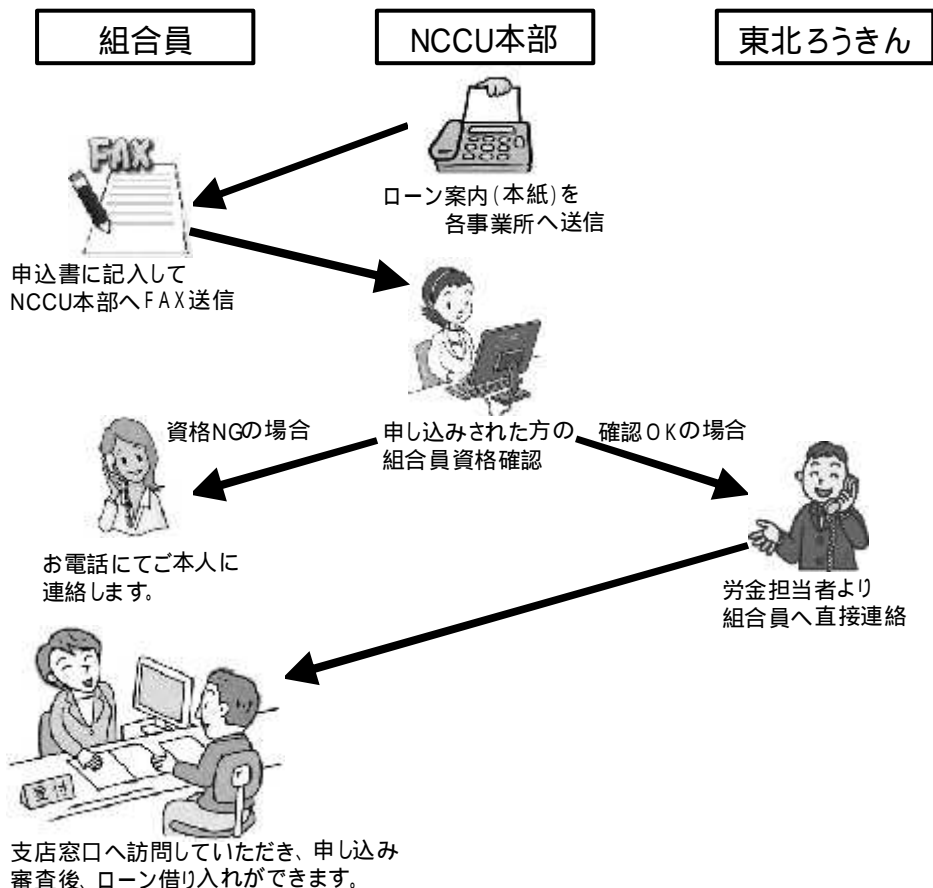
2011年11月22日発行  
UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン  
発行人 NCCU事務局長 久保 芳信  
編集人 東北総支部長 根立 一成  
連絡先 上記と同じ

### 訂正

## 被災組合員へ特別災害ローンの案内

11月16日(水)にFAXにてお送りいたしました、東北総支部第12号NCCU NEWSですが、「東北労働金庫 特別災害ローン申込書」の一部を訂正させていただくと共に、今号で、東北労働金庫の災害関連各種ローン(3種類)の内容書も改めて全ての資料をお送りいたします。誠に恐れ入りますが、特別災害ローン申込みを希望される方は、2011年11月22日付けの本第12号の「東北労働金庫 特別災害ローン申込書」を使用いただき、NCCU本部の震災対策本部(申込書に記載のFAX番号)までFAXをお願いいたします。

NCCU本部の震災対策本部にFAXをいただくと、NCCU組合員であることの確認をおこない、記載していただいた申込書を東北労働金庫本店へNCCU本部より送ります。東北労働金庫で申込書を受け付けた後、申し込みいただいた方々の最寄の東北労働金庫支店よりご本人さまに連絡が入ります。その後、各々東北労働金庫と相談をしていただき、融資を受けることとなります。





# 特別災害ローン（無担保）

東日本大震災で被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

東北ろうきんでは被災された方を支援するために、「特別災害ローン（無担保）」の取扱いをしております。「特別災害ローン（無担保）」は震災により破損・消失した家財道具や自動車の購入等、生活再建および復旧等に要する生活資金としてご利用いただけます。

## 融資金利

年 **0.80%**（別途保証料が必要です）

## ご利用いただける方

- 東日本大震災により被災されたご本人（もしくは配偶者・親・子などの一親等以内の親族を含む）で、当金庫の取引資格を有する方

## ご融資金額

- 最高 500万円 ※雇用形態により限度額が異なります。

## 保証

- 保証機関：日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。
- 保証料率：団体会員の間接構成員の方は年 0.40%、団体会員の間接構成員以外の方は年 0.80%が上記融資金利へ上乘せとなります。

## 担保

- 担保は不要です。

## ご返済方法

- 元利均等毎月返済、または元利均等毎月・ボーナス併用返済よりお選びいただけます。

## お取扱い期間

- 2012年3月末申込受付分までとなります。

- ※ 当金庫及び他の金融機関で既にお借り入れいただいているローンのお借換にはご利用いただけません。但し、当庫のマイカーローン、教育ローン、リフォームローンをご利用中の方が震災の被害による資金を借り入れる場合はマイカーローン、教育ローン、リフォームローンと必要資金を合算しローンを一本化する「災害ローンⅡ（無担保）」もご用意しておりますのでご相談ください。
- ※ 「団体会員の方」とは、東北労働金庫に出資している以下の団体に所属されている構成員の方です。①労働組合②国家公務員・地方公務員等の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、勤務する事業体の事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たす団体
- ※ 店頭でご希望にあわせたご返済の試算をいたします。
- ※ 審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 店頭にて説明書をご用意しています。詳しくはお近くのろうきん窓口にお問い合わせください。

2011年5月26日現在



東北労働金庫



☎0120-1919-62  
受付時間：平日午前9時～午後5時  
<http://www.tonoku-rokin.or.jp>

【商品概要】

項目	内容	
商品名	特別災害ローン（無担保）	
ご融資金額	最高 500 万円	
ご融資期間	最長 10 年間	
ご利用いただける方	○東日本大震災により被災された方 ○お借り入れ時の年齢が原則満 20 歳以上で、ご完済時の年齢が満 76 歳未満の方 ○勤続年数が 1 年以上の方、前年の税込年収が 150 万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方	
お使いみち	本人（配偶者、親または子などの一親等以内の親族）の、震災による被害により生活再建および復旧のための必要な資金。 ○ 罹災住宅の修理・改修費用、罹災による家財道具購入費用 ○ 罹災車両の買換・修繕費用、罹災による傷病の入院・治療費 ○ 災害復旧に要するその他生活資金、当面の生活資金	
ご融資金利	固定金利 年 0.80% お借入時の金利はご完済時まで変わりません。	
保証	団体会員の間接構成員の方	団体会員の間接構成員以外の方
	保証機関	日本労働者信用基金協会
	保証料率	年 0.40%
必要書類	団体会員の間接構成員の方	団体会員の間接構成員以外の方
	1. 借入申込書等の当庫所定書類 2. 印鑑（届出印鑑） 3. 本人確認資料（運転免許証、パスポート等） 4. 健康保険証 5. 直近の源泉徴収票 6. 資金使途証明書類 （3.～6.の書類は申込金額、会員確認により省略できる場合があります。） 7. 罹災証明書または罹災証明書に準ずる書類 （7.が提出できない場合は会員確認による「利用申込書」を提出いただくことで省略できます。）	1. 借入申込書等の当庫所定書類 2. 印鑑（届出印鑑） 3. 本人確認資料（運転免許証、パスポート等） 4. 健康保険証 5. 直近の源泉徴収票 6. 直近の給与明細 7. 給与振込通帳の写し 8. 資金使途証明書類 （8.は申込金額により省略できる場合があります。） 9. 「罹災証明書」または「罹災証明書に準ずる書類」
ご返済方法	元利均等毎月返済、または元利均等毎月・ボーナス併用返済（ボーナス返済部分はご融資金額の 50%以内となります。）	

■100 万円あたりのご返済額の目安（保証料込 年 1.20%で試算）

返済期間	毎月のみ	毎月・ボーナス併用返済	
	毎月返済額	毎月返済額	ボーナス返済月加算額
3 年返済	28,300 円	14,200 円	85,100 円
5 年返済	17,200 円	8,600 円	51,700 円
10 年返済	8,900 円	4,500 円	26,700 円

※ 毎月・ボーナス併用返済は、元金（100 万円）を毎月返済分 50 万円、ボーナス返済分 50 万円として計算しています。  
 ※ 審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2011 年 5 月 26 日現在



東北労働金庫



0120-1919-62  
 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)  
<http://www.tohoku-tokai.or.jp>



# 特別災害ローンⅡ（無担保）

東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
東北ろうきんでは被災された方の生活再建と復旧を支援するため、震災の被害による必要資金とご利用中のろうきんローン（マイカーローン、教育ローン、リフォームローン）、他の金融機関のマイカーローンの残高と合算して申し込ただける「特別災害ローンⅡ（無担保）」を取扱いしております。

## 融資金利

年 **1.50%**（別途保証料が必要です）

## ご利用いただける方

- 東日本大震災による被災されたご本人（もしくは配偶者・親・子などの一親等以内の親族を含む）で、当金庫の取引資格を有する方

## 資金使途

- 震災からの生活再建及び復旧に必要な資金と本人が利用中の当庫目的型ローン（マイカーローン、教育ローン、リフォームローン）、他の金融機関のマイカーローンの残高と合算して一本化する資金としてご利用いただけます。

## ご融資金額

- 最高 500 万円 ※雇用形態により限度額が異なります。

## 保証

- 保証機関：日本労働者信用基金協会をご利用いただけます。
- 保証料率：団体会員の間接構成員の方は年 0.70%、団体会員の間接構成員以外の方は年 1.20%が上記融資金利へ上乗せとなります。

## 担保

- 担保は不要です。

## お取り扱い期間

- 2012 年 3 月末申込受付分までとなります。

※ 当金庫のマイカーローン・リフォームローン・教育ローン以外のローン、他の金融機関のマイカーローン以外のローン・クレジット等の借換えにはご利用いただけません。

※ 「団体会員の方」とは、東北労働金庫に出資している以下の団体に所属されている構成員の方です。①労働組合②国家公務員・地方公務員等の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、勤務する事業体の事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たす団体

※ 店頭でご希望にあわせたご返済の試算をいたします。

※ 審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 店頭で説明書をご用意しています。詳しくはお近くのろうきん窓口にお問い合わせください。

2011 年 5 月 26 日現在

【商品概要】

項目	内容	
商品名	特別災害ローンⅡ（無担保）	
ご融資金額	最高 500 万円	
ご融資期間	最長 10 年間	
ご利用いただける方	○東日本大震災により被災された方 ○お借り入れ時の年齢が原則満 20 歳以上で、ご完済時の年齢が満 76 歳未満の方 ○勤続年数が 1 年以上の方、前年の税込年収が 150 万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方	
お使いみち	本人（配偶者、親または子などの一親等以内の親族）の、震災による被害により生活再建および復旧のための必要な資金と本人が利用中の当庫目的型ローン（マイカーローン、教育ローン、リフォームローン）、他の金融機関のマイカーローンの残高と合算して一本化する資金としてご利用いただけます。	
ご融資金利	固定金利 年 1.50% お借入時の金利はご完済時まで変わりません。	
保証	団体会員の間接構成員の方	団体会員の間接構成員以外の方
	保証機関	日本労働者信用基金協会
	保証料率	年 1.20%
必要書類	団体会員の間接構成員の方 1. 借入申込書等の当庫所定書類 2. 印鑑（届出印鑑） 3. 本人確認資料（運転免許証、パスポート等） 4. 健康保険証 5. 直近の源泉徴収票 6. 資金使途証明書類 （3.～6.の書類は申込金額、会員確認により省略できる場合があります。） 7. 罹災証明書または罹災証明書に準ずる書類 （7.が提出できない場合は会員確認による「利用申込書」を提出いただくことで省略できます。）	団体会員の間接構成員以外の方 1. 借入申込書等の当庫所定書類 2. 印鑑（届出印鑑） 3. 本人確認資料（運転免許証、パスポート等） 4. 健康保険証 5. 直近の源泉徴収票 6. 直近の給与明細 7. 給与振込通帳の写し 8. 資金使途証明書類 （8.は申込金額により省略できる場合があります。） 9. 「罹災証明書」または「罹災証明書に準ずる書類」 10. 他社のマイカーローン残高と合算する場合 （1）他社マイカーローンの契約書等の写し （2）返済中の通帳等の写し等
	ご返済方法	元利均等毎月返済、または元利均等毎月・ボーナス併用返済 （ボーナス返済部分はご融資金額の 50%以内となります。）

■100 万円あたりのご返済額の目安（保証料込 年 2.20%で試算）

返済期間	毎月のみ	毎月・ボーナス併用返済	
	毎月返済額	毎月返済額	ボーナス返済月加算額
3 年返済	28,800 円	14,400 円	86,600 円
5 年返済	17,700 円	8,900 円	53,100 円
10 年返済	9,300 円	4,700 円	28,000 円

※ 毎月・ボーナス併用返済は、元金（100 万円）を毎月返済分 50 万円、ボーナス返済分 50 万円として計算しています。  
 ※ 審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2011 年 5 月 26 日現在



# 特別災害ローン（不動産担保）

東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

東北ろうきんでは被災された方を支援するため、「特別災害ローン（不動産担保）」の取扱いをしております。「特別災害ローン（不動産担保）」は震災による住宅の修復費用、新たな住居の購入等の住宅関連資金としてご利用いただけます。

## 融資金利

固定金利選択型 3年	年 0.80%
固定金利選択型 5年	年 1.20%
固定金利選択型 10年	年 1.65%

※お取引内容等により上記金利より更に年 0.10%を引き下げる制度があります。  
 ※上記金利は新規ご融資時の当初特約期間に適用されます。  
 ※特約期間終了時は、変動金利型または固定金利選択型をご選択いただけます。  
 ※特約期間終了後も、更新時の一般金利より最大で年 0.60%金利を引下げる「自動更新型」もご用意しています。

## ご利用いただける方

- 東日本大震災により被災したご本人（もしくは配偶者、親・子などの一親等以内の親族を含む）で、当金庫の取引資格を満たす方

## ご融資金額

- 最高 5,000万円

## ご返済方法

- 元利均等毎月返済、または元利均等毎月・ボーナス併用返済よりお選びいただけます。

## 保証

- 保証機関：日本労働者信用基金協会をご利用いただけます。
- 保証料：保証料（年 0.12%～年 0.36%）は別途お客様のご負担となります。  
 ※団体会員の間接構成員の方は、保証料は当金庫が負担します。

## 担保

- 原則としてご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定していただきます。

## お取扱い期間

- 2012年3月末までにお申込を受付け、2012年9月末までに実行するご融資が対象となります。

※ ご利用中の住宅ローンの借換には一定の条件がありますので、ご相談ください。

※ 「団体会員の方」とは、東北労働金庫に出資している以下の団体に所属されている構成員の方です。①労働組合②国家公務員・地方公務員等の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、勤務する事業体の事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たす団体

※ 店頭でご希望にあわせたご返済の試算をいたします。

※ 審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 店頭で説明書をご用意しています。詳しくはお近くの東北ろうきん窓口にお問い合わせください。

2011年8月22日現在



東北労働金庫



☎0120-1919-62  
 (受付時間 平日 午前9時～午後5時)  
<http://www.lohoku-rekui.or.jp>

【商品概要】

項目	内容
商品名	特別災害ローン(不動産担保)
ご融資金額	最高 5,000 万円
ご融資期間	最長 35 年
ご利用いただける方	○東日本大震災により被災された方 ○お借り入れ時の年齢が原則満 20 歳以上で、ご完済時の年齢が満 76 歳未満の方 ○勤続年数が 1 年以上の方、前年の税込年収が 150 万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方
お使いみち	本人(もしくは配偶者、親または子)の、被災住宅の修理・改修等の復旧工事、住宅の建替費用、代替住宅の購入費用等の住宅関連資金。 ※ ご利用中の住宅ローンの借換には一定の条件がありますので、ご相談ください。
ご融資金利	固定金利選択型 3 年 年 0.80% 固定金利選択型 5 年 年 1.20% 固定金利選択型 10 年 年 1.65% ※お取引内容等により上記金利より更に年 0.10%を引き下げる制度があります。 ※上記適用金利は新規ご融資時の当初特約期間に適用されます。 ※特約期間終了時は、変動金利型または固定金利選択型をご選択いただけます。 ※特約期間終了時は、当金庫所定のそれぞれの一般金利が適用され、ご返済額も再計算いたします。 ※特約期間終了後も、更新時の一般金利より最大年 0.60%金利を引き下げる「自動更新型」もご用意しています。
融資金利引下げ制度	下記の 2 項目いずれにも該当する方は上記ご融資金利より年 0.10%引下げます。 1. 団体会員の方、または住宅業者などのご紹介でお申込みをされる方 2. 給与振込(または年金振込)および公共料金(電話・電気・水道・NHK・ガス料金)の口座振替を 3 項目以上ご指定されている方(同一生計のご家族名義でも可)
担保	原則としてご融資対象物件(土地・建物)に、第 1 順位の抵当権を設定していただきます。
保証	保証機関：日本労働者信用基金協会の保証となります。 保証料：保証料(年 0.12%~年 0.36%)は別途お客様の負担となります。 ※団体会員の間接構成員の方は、保証料は当金庫が負担します。
必要書類	借入申込書・本人確認書類・担保物件確認資料等の当庫有担保ローン必要書類の他に公的機関の発行する「罹災証明書」、「罹災証明書に準ずる書類」の提出が必要となります。
生命保険	ろうきん団体信用生命保険にご加入いただきます。 保険料は当金庫が負担します。
火災保険	ご融資対象となる住宅に対して任意の火災保険または火災共済にご加入いただきます。保険料、共済掛金はご本人さまのご負担となります。
ご返済方法	元利均等毎月返済、または元利均等毎月・ボーナス併用返済(ボーナス返済部分はご融資金額の 50%以内となります。)
手数料	新規ご融資時の不動産取扱手数料(10,500 円)、一部繰上げ返済など返済条件を変更される場合等、当金庫所定の手数料がかかります。

□ 固定金利選択型 当初特約期間終了後の金利引下げ幅のご案内  
当初特約期間終了後は当庫所定の一般金利が適用されます。但し以下の条件で再特約更新される場合、適用金利を一般金利より最大年 0.6%引下げいたします。

項目	引下げ幅
①特約期間終了時、固定金利選択型で再特約される場合	年 0.20%
②当初ご契約時、「自動更新型」でお借り入れいただく場合には、①より更に金利を引き下げます。	
<input type="checkbox"/> 「自動更新型」でお借り入れいただく場合 <input checked="" type="checkbox"/> ①に該当する方で、お借り入れ時に給与振込(または年金振込)をご指定いただきかつ公共料金(電話・電気・水道・NHK・ガス料金)の口座振替を 3 項目以上ご指定の方(同一生計のご家族名義でも可)	更に年 0.20%
<input checked="" type="checkbox"/> ①に該当する方で、お借り入れ時に給与振込(または年金振込)をご指定いただきかつ公共料金(電話・電気・水道・NHK・ガス料金)の口座振替を 3 項目以上ご指定の方(同一生計のご家族名義でも可)	更に年 0.20%

2011 年 8 月 22 日現在

団体会員資格はNCCU組合員資格ある方です。

特別災害ローンは**2012年3月末受付分まで**が扱い期間となります。

ローン返済には東北労働金庫に口座開設が必要になります。

東北労金の審査結果、融資できないなど、ご希望に添えない場合があります。

ローンを申込みされる方はNCCU本部まで本紙FAXで申し込みください。

NCCU本部震災対策本部 FAX 03-5730-9382 担当 090-8940-8082 (根立 10:00~17:00)  
 問合せ先 0120-519-319 (9:30~17:00)

## 東北労働金庫 特別災害ローン申込書 \_\_\_\_\_月\_\_\_\_日

氏名
----

居住住所	県	市
連絡先TEL		
生年月日	西暦	年 月 日
介護事業所名		

**個人情報の取扱いについて**

**1. 個人情報の定義** UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン NCCUは、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、組合員の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を予防する保護策を講じています。

個人情報保護管理責任者 陶山浩三 所属部署 日本介護クラフトユニオン事務局 連絡先 〒108-0014 東京都港区芝4-8-2 興和三田ビル4階 TEL: 03-5730-9381  
 FAX: 03-5730-9382

**3. 個人情報の利用目的および個人情報を提供されることの任意性について**  
 組合員の個人情報は、組合員サービスを行うために大切な情報資産として以下の内容に利用します。  
 労働金庫の特別災害ローンパンフレット申込時における本人の資格確認に必要な範囲内で使用・取得・利用します。これ以外の利用については、予め本人の了承を得たうえで利用します。  
 組合員がご自身の個人情報をNCCUに提供されるか否かは、組合員のご判断によりますが、もしご提供されない場合には、NCCUのサービスが提供できない場合がありますので予めご了承ください。

**4. 個人情報の第三者への提供**  
 以下に記載した内容以外に個人情報の提供は一切行いません。

(1) 第三者に提供する目的	東北労働金庫の特別災害ローン申込に係わる本人の組合員資格確認
(2) 提供する個人情報の項目	組合員番号、氏名、生年月日、居住住所、電話番号、勤務先、所属等
(3) 提供の手段又は方法	書面、または暗号化したデータを送付
(4) 提供を受ける者の組織の種類、属性	東北労働金庫
(5) 個人情報の取扱いに関する契約	個人情報の取り扱いにつきましては、機密保持契約によって提供先が適切に個人情報保護を行なうよう義務付けています。

**5. 個人情報の共同利用**  
 NCCUは、東北労働金庫と間で覚書を取り交わし個人情報の協同利用を行います。

**6. 個人情報の提供**  
 申込書の個人情報は、法令または裁判所その他の政府機関より適法に開示を要求された場合を除き第三者への委託を行いません。

**7. 個人情報の開示等の請求** 組合員は、当該申込書に記載した個人情報について、NCCUに対してご自身の個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止)に関して、NCCU問合わせ窓口へ申し出ることができます。その際、NCCUは組合員ご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。開示等の申し出の詳細につきましては、「9. 個人情報の開示などの手続き」をご覧ください。

**8. 個人情報の保護管理責任者および問い合わせ先**  
 個人情報保護管理責任者 陶山浩三 苦情・相談窓口責任者 中島隆行 連絡先 UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン 〒108-0014 東京都港区芝4-8-2 興和三田ビル4階 TEL: 03-5730-9381 FAX: 03-5730-9382

**9. 個人情報の開示などの手続き**  
 NCCUでは個人情報保護法に基づいて、NCCUが保有する個人情報について開示の請求を下記のとおり受け付けます。

(1) 開示請求等の窓口 「8. 個人情報の保護管理者および問い合わせ先」と同様  
 (2) 開示請求方法及手数料 開示請求等の際には、下記NCCU所定の請求書に本人確認書類を添付のうえ、郵送にて請求していただきます。手数料はかかりません。

内 容	請求書の種類
利用目的の通知の場合	開示対象個人情報利用目的通知請求書
開示請求の場合	開示対象個人情報開示請求書
訂正、追加又は削除請求の場合	開示対象個人情報訂正等及び利用停止等請求書
利用の停止、消去及び第三者への提供の停止請求の場合	

(3) 本人確認のための書類 本人確認が可能なNCCUへの登録情報の2項目程度を上記(2)の書面と同時に受け取るか、(2)の書面を受け取り後、問合せ等の手続きにより本人確認を行うものとする。  
 (4) 代理人による開示等の求めの場合代理人による開示等の求めの場合、前記(2)~(3)に加えて、代理権が確認できる下記(a)の書類の写し(いずれか)及び代理人自身を証明する(b)の書類の写し(いずれかを必要とする。  
 (a) 代理人である事を証明する書類 <開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人の場合 本人の委任状(原本)> <代理人が成年被後見人の法定代理人の場合 後見登記等に関する登記事項証明書 その他法定代理権の確認ができる公的書類  
 (b) 代理人自身を証明する書類(本籍地の情報は都道府県のみとして、その他は黒塗りで収集するものとする。)  
 運転免許証 パスポート 健康保険の被保険者証 住民票 住民基本台帳カード